



資料



人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例

(目的)

第1条 この条例は、法の下での平等を定め、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念及び同和対策審議会の答申の精神にのっとり、同和問題の根本的かつ速やかな解決その他の人権擁護に関する基本的な事項を定めるとともにその積極的な推進を図り、もって差別のない明るい上越市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を総合的に推進することにより、市民の人権意識の高揚を図り、差別を許さない社会意識の形成その他の人権擁護に係る社会的環境の醸成を促進しなければならない。

2 市は、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている同和地区に関する施策の推進に当たっては、その関係住民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するよう配慮しなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、部落差別その他の人権侵害に関する行為をしてはならない。

2 市民は、相互に人権を尊重し、国、県及び市が実施する同和問題の解決その他の人権擁護に関する施策に協力するものとする。

(被害者の救済)

第4条 市は、前条第1項に規定する行為に係る被害者を救済するため、必要な措置を講ずるものとする。

(総合計画の策定)

第5条 市は、第2条第1項の規定による施策の推進のため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上等についての総合計画を策定するものとする。

(実態調査等の実施)

第6条 市は、前条の総合計画の策定及びその効果的な実施のため、必要に応じ実態調査及び意識調査を行うものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第7条 市は、市民の同和問題に関する正しい認識の確立及び人権意識の高揚を図るため、人権に関する教育を充実するとともに、啓発媒体の活用、人権啓発指導者の育成、地域・企業内啓発活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、この条例に基づく諸施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係する部局相互の連携が図られるよう体制の整備を行うものとする。

2 市は、国、県及び人権擁護関係団体等との連携を図り、施策の推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会の設置)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、上越市同和対策等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の所掌事項)

第10条 審議会は、市長の諮問に応じ、部落差別の撤廃その他の人権擁護に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、部落差別の撤廃その他の人権擁護に関し市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第11条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 人権擁護委員
- (2) 民生委員
- (3) 部落解放同盟上越支部の代表
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(審議会の委員の任期)

第12条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第13条 前3条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(上越市同和対策審議会条例の廃止)

2 上越市同和対策審議会条例(昭和49年上越市条例第50号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において前項の規定による廃止前の上越市同和対策審議会条例(以下「廃止条例」という。)第3条第2項の規定により委嘱された委員である者は、第11条の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、廃止条例第3条第2項の規定により委嘱された委員としての期間を通算するものとする。

第5次人権総合計画策定の経過

年 月 日	内 容
2020(令和2)年 8月29日	「人権・同和問題に関する市民意識調査」の実施（～9月23日）
12月3日 2021(令和3)年 2月4日	市民意識調査の分析 寺田喜男(上越市同和対策等審議会会長) 磯貝芳彦(上越市同和対策等審議会副会長) 嶋田守雄(上越市同和対策等審議会委員) 笠原 正(上越市社会教育指導員)
3月3日	市民意識調査分析報告書の公表
5月27日	第1回上越市同和対策等審議会の開催 ・市長が審議会に「第5次人権総合計画の策定について」諮問 ・人権総合計画策定の方針について審議
8月5日	第2回上越市同和対策等審議会の開催 ・第5次人権総合計画案について審議
10月28日	第3回上越市同和対策等審議会の開催 ・第5次人権総合計画案について審議
11月5日	審議会から市長に「第5次人権総合計画の策定について」答申
12月6日	上越市議会総務常任委員会所管事務調査 ・第5次人権総合計画案について調査
12月23日	パブリックコメントの実施（～1月21日）
2022(令和4)年 2月28日	パブリックコメントの結果公表（～3月29日）

※パブリックコメントで寄せられた意見数：15件（1人及び1団体）

【内訳】

計画（案）に対する意見	反映した意見	5件
	一部反映した意見	1件
	反映しなかった意見	6件
	既に計画（案）に記載済の意見	2件
計画（案）以外の意見		1件

関係法令、計画等

※〔 〕内は施行年月等

1 総合計画の概要

- ・日本国憲法〔1947（昭和22）年5月〕
- ・世界人権宣言〔1948（昭和23）年12月〕
- ・人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例〔1997（平成9）年3月〕
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律〔2000（平成12）年12月〕
- ・人権教育・啓発に関する基本計画〔国、2002（平成14）年3月〕
- ・新潟県人権教育・啓発推進基本指針〔2004（平成16）年4月〕
- ・上越市自治基本条例〔2008（平成20）年4月〕
- ・上越市人権都市宣言〔2008（平成20）年12月〕
- ・新潟県人権教育基本方針〔2010（平成22）年9月〕
- ・上越市第6次総合計画〔2015（平成27）年3月〕

2 プライバシーの権利保護

- ・上越市情報公開条例〔1996（平成8）年10月〕
- ・上越市個人情報保護条例〔1996（平成8）年10月〕

3 同和問題（部落差別問題）の根本的かつ速やかな解決

- ・同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策に関する答申（同和対策審議会答申）〔国、1965（昭和40）年8月〕
- ・同和対策事業特別措置法〔1969（昭和44）年7月、1982（昭和57）年3月失効〕
- ・地域改善対策特別措置法〔1982（昭和57）年4月、1987（昭和62）年3月失効〕
- ・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）〔1987（昭和62）年4月、2002（平成14）年3月失効〕
- ・部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）〔2016（平成28）年12月〕

4 障害のある人の自立と社会参加の実現

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）〔1960（昭和35）年7月〕
- ・障害者基本法〔1970（昭和45）年5月〕
- ・障害者対策に関する長期計画〔国、1982（昭和57）年3月〕
- ・上越市人にやさしいまちづくり条例〔1999（平成11）年7月〕
- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）〔2011（平成23）年6月〕
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

〔2013（平成25）年4月〕

- ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）〔2013（平成25）年4月〕
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）〔2016（平成28）年4月〕
- ・障害者の権利に関する条約〔2014（平成26）年1月批准〕
- ・障害者基本計画（第4次）〔国、2018（平成30）年3月〕
- ・上越市第2次地域福祉計画〔2019（平成31）年3月〕
- ・上越市第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画〔2021（令和3）年3月〕
- ・上越市手話言語及びコミュニケーション手段の活用促進に関する条例〔2021（令和3）年4月〕
- ・上越市第5次人にやさしいまちづくり推進計画〔2022（令和4）年3月〕

5 男女共同参画社会の実現

- ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）〔1985（昭和60）年6月批准〕
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）〔1986（昭和61）年4月〕
- ・男女共同参画社会基本法〔1999（平成11）年6月〕
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）〔2001（平成13）年10月〕
- ・上越市男女共同参画都市宣言〔2001（平成13）年9月〕
- ・上越市男女共同参画基本条例〔2002（平成14）年4月〕
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）〔2016（平成28）年4月〕
- ・上越市第3次男女共同参画基本計画〔2018（平成30）年3月〕

6 外国人市民の人権保障の実現

- ・出入国管理及び難民認定法（入管法）〔1951（昭和26）年11月〕
- ・国際人権規約〔1979（昭和54）年6月批准〕
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）〔2016（平成28）年6月〕

7 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

- ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律〔1971（昭和46）年10月〕
- ・高齢社会対策基本法〔1995（平成7）年12月〕

- ・介護保険法〔2000（平成12）年4月〕
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）〔2006（平成18）年4月〕
- ・上越市公共建築物ユニバーサルデザイン指針〔2007（平成19）年3月〕
- ・上越市第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画〔2021（令和3）年3月〕

8 子どもの人権の確保

- ・児童福祉法〔1948（昭和23）年1月〕
- ・児童の権利に関する条約〔1994（平成6）年4月批准〕
- ・児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）〔2000（平成12）年11月〕
- ・上越市子どもの権利に関する条例〔2008（平成20）年4月〕
- ・いじめ防止対策推進法〔2013（平成25）年9月〕
- ・上越市いじめ防止基本方針〔2015（平成27）年3月〕
- ・上越市第2次総合教育プラン〔2017（平成29）年3月〕
- ・上越市子ども・子育て支援総合計画〔2020（令和2）年3月〕

9 様々な人権問題への対応

- ・らい予防法〔1953（昭和28）年8月、1996（平成8）年4月廃止〕
- ・ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律〔1989（平成元）年11月〕
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律〔1999（平成11）年4月〕
- ・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）〔2002（平成14）年5月〕
- ・性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律〔2004（平成16）年7月〕
- ・犯罪被害者等基本法〔2005（平成17）年4月〕
- ・拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律〔2006（平成18）年6月〕
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律〔2009（平成21）年4月〕
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律〔2009（平成21）年4月〕
- ・新潟水俣病地域福祉推進条例〔新潟県、2009（平成21）年4月〕
- ・水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法〔2009（平成21）年7月〕
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法〔2013（平成25）年4月〕
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律〔2015（平成27）年1月〕

第5次人権総合計画策定時の上越市同和対策等審議会委員

任期：2021（令和3）年12月1日から
2023（令和5）年11月30日まで
（敬称略）

会 長	寺 田 喜 男
副会長	磯 貝 芳 彦
委 員	和 栗 うた子
	宮 下 礼 子
	荻 原 キミ子（任期：2021（令和3）年11月30日まで）
	蓑 輪 富士子
	宇賀田 房 代
	紫 健 一
	嶋 田 守 雄
	小 黒 正 勝
	佐 藤 理 仁
	栞 原 陽 一
	大 塚 和 雄
	龍 池 妃都美
	佐 藤 睦 子

本審議会は、人権擁護委員、民生委員・児童委員、部落解放同盟上越支部の代表、学識経験者、その他市長が必要と認める人で組織しています。

人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし
明るい上越市を築く総合計画
(第5次人権総合計画)

2022(令和4)年3月発行

発行 上越市

編集 上越市 自治・市民環境部 共生まちづくり課
人権・同和対策室

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

電話 025-520-5683

ファクシミリ 025-520-5853

URL <https://www.city.joetsu.niigata.jp/>



上越市